# 入 会 申 込 書

| 受付日 | 年　月　日 | 会員No. | |
|---|---|---|---|

＊下記の枠内にご記入願います。

| | | | |
|---|---|---|---|
| (ふりがな)<br>入会者氏名 | | 生年月日<br>(年令) | 年　月　日生<br>(　才) |
| 住　所 | 〒<br>自宅TEL<br>携帯TEL | | |
| (ふりがな)<br>緊急連絡者 | 関係　TEL | どちらかに　チェック<br>□ 郵便局<br>□(　　)銀行 | |

## ゴールド.シルバー.Gゴールド.Gシルバー.ゲルマ.ブロンズ
## 会員の入会申込をいたします。

◎健康に関する質問(【ある】と答えた方、この用紙の裏面に質問番号を記入の上、記述して下さい)
質問① これまでに特筆すべき病歴、症状がありますか。(あ る ・ な い)
質問② 医師より運動をひかえるように指示を受けた事がありますか(あ る ・ な い)

— ｸﾗﾌﾞ規約 —

第1条　この規約は、申込者と当社との間に関する権利義務関係を明確にするための取り決めである
会員はこの規約の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において入会を行うものとする。

第2条　会員は、このクラブのプログラム・器具・施設・サービス・開業時間に同意する。

第3条　会員は当社との間にゴールドは2年間、シルバーは1年間、ブロンズ.ゲルマは毎月として契約を結ぶ。

第4条　会員は解約月の10日までに予告してメンバーシップを中途解約できる。
その場合会員は、本規約第5条の場合を除いて、違約金として当社へ契約満了までの残高費を支払わなければならない。
又、休会・退会の場合においても会費の返金はないものとする。

第5条　会員は、医師による長期(半年以上)運動禁止の指示、又は遠方への転居の場合に限り、違約金なくメンバーシップを解約できる。ただしそれらの公式な証明を提示し、解約月の10日までに手続きをしなければならない。

第6条　会員が休会を希望する場合、前月の10日までに規定の手続きをしなければならない。
(月会費ではなく、休会費を申しうけます)

第7条　会員は、自分のメンバーシップを他人に譲る事はできない。

第8条　会員は、出席の有無にかかわらず、契約満了まで月会費を支払わなければならない。

第9条　会員は、プログラムに従い、他の会員に迷惑をかけない。

第10条　会員は、医師でないこの施設のスタッフが、運動プログラムを行ううえで肉体運動能力や健康の医学的評価を与える資格がない事を理解する。又、この運動プログラムを始める前に医師によるチェックを行うのは会員自身の責任である。

第11条　会員の既往症に由来する事故及び病気は、事故責任の元、それをクラブ.オーナー.スタッフの責任としない。

署名　　日付

B-line!

| 登録料 | 月会費 | 月会費 | 計 | 口座提出 | カード | 入力① | 入力② | 3回券 | 担当 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |